

**熊本県個人情報保護審査会答申の概要**  
(平成27年8月11日付け答申第15号)

**1 事案の概要**

- H26.2.26 審査請求人 熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関（熊本県警察本部長）に対し、「熊本県警察官らが、これまでに私について記載している申し送り書類のようなもの全部」に記載された自己情報を開示請求（以下「本件開示請求」という。）。
- H26.2.27 実施機関 本件開示請求に形式上の不備があるとして、条例第15条第3項に基づき、審査請求人に補正通知書を送付。
- H26.3.7 審査請求人 補正通知書に対する答弁書を提出。
- H26.4.11 実施機関 答弁書を受け、本件開示請求に係る情報の一部（以下「本件請求情報」という。）について、請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であり、対象文書の特定ができないことから、形式上の不備による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）。
- H26.4.24 審査請求人 本件不開示決定を不服として審査請求。
- H26.7.14 実施機関 熊本県個人情報保護審査会に諮問（諮問第20号）。

**2 当事者の主張の要旨**

(1) 審査請求人

本件不開示決定の取り消しを求める。

- ・ 必要な事項の記載が不十分であり、対象文書の特定ができないから不開示というのは絶対に許されない。
- ・ 特定できないのなら存在している警察保管の行政文書を全て開示すればよい。
- ・ 特定に必要な事項が不十分でも対象文書は特定の警察官が作成した資料とっており、開示は簡単にできる。条例や法律の趣旨からも原処分維持は妥当でない。
- ・ 警察官が、私に対して、名誉棄損や侮辱の事務引継書のようなものを作成しているので、開示してほしい。

(2) 実施機関

- ・ 本件開示請求書の記載では、検索対象となる行政文書が抽象的であり、検索範囲も広範かつ大量であるため、開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であると認められた。
- ・ よって、補正の参考となる情報を提供するとともに、相当の期間を定め、補正を求めたにもかかわらず、補正を経てもなお、個人情報を検索し、特定できる程度の記載がなされているとは言えなかった。
- ・ よって、条例第15条第1項に定める開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であり、対象文書の特定ができないとして、不開示決定を行った。

**3 審査会の判断**

**実施機関の判断妥当（不開示決定は妥当）**

(1) 個人情報の特定について

本件開示請求のような、実施機関が保有するすべての行政文書に記載された個人情報を請求するような記載では、検索対象となる行政文書の範囲が広範であり、保有する行政文書の量等に照らせば、請求に係る個人情報を特定するに足りる程度の記載とは認められない。

次に、本件請求情報に係る行政文書について、実施機関に確認したところ、本件請求情報に係る複数の特定所属のうち、一つの所属を例に挙げれば、当該所属が保有する行政文書の量は、少なくとも8cmのファイル約1,800冊分に相当するが、本件請求情報に係る他

の所属も含めると、対象となる行政文書の量は、さらに多くなり、検索は、より困難になるということであった。

また、文書管理システム等により、審査請求人の氏名を検索することが可能かどうかということについては、当該システムに登録された行政文書ファイル及び行政文書の名称等に個人の氏名は登録されておらず、検索することはできないということであった。

これらのことから、本件請求情報については、所属及び期間等を限定しても、なお、検索対象となる行政文書の範囲が広範であり、保有する行政文書の量等に照らせば、開示を求める個人情報の具体的な内容とは言い難く、実施機関の職員が開示を受けようとする個人情報を検索し、特定できる程度の記載とは認められない。

なお、当審査会としては、本件答弁書及び審査請求書等の記載内容から、本件請求情報に係る行政文書に該当すると考えられたものについて、実施機関にその保有状況を確認したところ、当該文書については、既に検察官に送致されており、保有していないということであった。

したがって、実施機関が保有する行政文書に係る本件請求情報について、個人情報を特定するために必要な事項の記載が十分ではなく、形式上の不備に当たるとした実施機関の判断は妥当であると認められる。

## (2) 補正手続の適正性について

まず、「相当の期間」を定めて補正を求めているかということについては、審査請求人が、書類の受け渡しに制約がある状況であること、書類の作成手段が限られているために補正書の作成に時間を要すると思料されること等を勘案し、補正の期間を20日間と設定したということであり、本件答弁書が補正期限の12日前に実施機関に届いている状況からすれば、相当の期間を定めて補正を求めているものと認められる。

また、「補正の参考となる情報」を提供していたかということについては、実施機関が、本件補正通知書において、本件開示請求に係る対象所属、期間、対象文書等について、課名や行政文書の名称等に係る情報を提供した上で補正を求めている状況からすれば、「補正の参考となる情報」を提供していたものと認められる。

したがって、本件開示請求に係る補正手続については、適正に行われているものと認められる。

諮問実施機関	：公安委員会
諮問日	：平成26年7月14日（諮問第20号）
答申日	：平成27年8月11日（答申第15号）
事案名	：特定期間に熊本県警察本部が作成した行政文書に記録された 請求者の個人情報の不開示決定（形式上の不備）に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、次の自己情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る情報について、平成26年4月11日に行った形式上の不備による不開示決定は、妥当である。

「熊本県警察官らが、これまでに私こと について記載している申し送り書類（全警察官含む）のようなもの全部。正式な名称などは不明。後日教示方願います。」

### 第2 諮問に至る経緯

- 1 平成26年2月26日、審査請求人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、本件開示請求を行った。
- 2 平成26年2月27日、実施機関は、本件開示請求に形式上の不備があるとして、条例第15条第3項の規定に基づき、審査請求人に対し、補正通知書（以下「本件補正通知書」という。）を送付した。
- 3 平成26年3月7日、審査請求人は、本件補正通知書に対する答弁書（以下「本件答弁書」という。）を提出した。
- 4 平成26年4月11日、実施機関は、本件答弁書を受け、本件開示請求に係る情報の一部については、対象となる行政文書を特定した上で不存在による不開示決定を行い、その他の情報（以下「本件請求情報」という。）については、請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であり、対象文書の特定ができないことから、形式上の不備による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。



- ( 9 )平成 年 地方検察庁の検事が○ に来庁調べに来た時にも、書類の内容の件をいくつか私に尋問していることから、平成 年作成書類のコピー等が 10 年以上経過した今でも残っているということの証拠である。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、おおむね次のとおりである。

- ( 1 ) 開示請求書には、実施機関の職員が開示を受けようとする個人情報を検索し、特定できる程度の記載が必要とされているが、本件請求内容である「申し送り書類のようなもの全部」という記載では、検索対象となる行政文書が抽象的であり、検索範囲も広範かつ大量であるため、開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であると認められた。
- よって、審査請求人に対し、補正の参考となる情報を提供するとともに、相当の期間を定めて、その補正を求めることとした。
- ( 2 ) 審査請求人から提出された本件答弁書に記載された内容から、本件請求情報は、特定所属の警察官が特定期間に作成した供述調書以外の全ての行政文書に記録されている審査請求人の個人情報であると判断した。
- ( 3 ) しかし、実施機関が保有する供述調書以外の行政文書は膨大であり、補正を経てもなお、実施機関の職員が開示請求に係る個人情報を検索し、特定できる程度の記載がなされているとは言えず、請求書の形式的要件が充足されたと認められなかった。
- ( 4 ) よって、個人情報保護条例第 15 条第 1 項に定める開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であり、対象文書の特定ができないとして不開示決定を行った。
- ( 5 ) 「相当の期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても請求書の不備が補正されていないとして開示請求を拒否した本件不開示決定は、熊本県行政手続条例に照らしても妥当であると判断した。
- ( 6 ) 以上のことから、開示請求書に形式上の不備があるとして、個人情報保護条例第 19 条第 2 項の規定に基づき行った本件不開示決定は妥当なものと認められ、審査請求人の主張は失当であり、認められないことから、原処分維持が妥当と考える。

#### 第 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

## 1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、適正かつ円滑な県政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあっては、本人の個人情報について、条例で定める例外に該当する場合を除き、原則開示の考え方の下、解釈、運用がなされなければならない。

## 2 本件請求情報について

本件請求情報は、本件答弁書の記載内容から、複数の特定所属の警察官が、特定期間に作成した供述調書以外の全ての行政文書に記録されている審査請求人の個人情報であると認められる。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

### (1) 条例第15条第1項第2号の規定について

条例第15条第1項第2号は、開示請求をしようとする者は、「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならないと規定している。

なお、「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」とは、開示を求める個人情報の具体的な内容等をいい、実施機関の職員が開示を受けようとする個人情報を検索し、特定できる程度の記載が必要である。

また、個人情報の特定ができない場合は、実施機関の職員は、その場で補正を求めるものとされ、その場で補正を求めることができない場合は、補正通知書により相当の期間を定めて、開示請求者に補正を求めるものとされている。

### (2) 条例第15条第3項の規定について

条例第15条第3項は、実施機関が開示請求書に形式上の不備がある認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定し、この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされている。

「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個別の事案に即して、実施機関によって判断されるべきものであり、「相当の期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、その開示請求は拒

否されることとなる。

また、「補正の参考となる情報」とは、例えば、開示請求書の記載内容に関連する行政文書簿冊名や該当しそうな行政文書の名称、記載されている情報の概要等を教示することが考えられる。

### (3) 個人情報の特定について

実施機関は、本件開示請求書に記載された内容では、本件開示請求に係る個人情報の特定ができないことから、審査請求人に対し、補正を求めた上で、なお、特定ができない本件請求情報について、本件不開示決定を行っているため、まず、本件開示請求書に記載された内容について検討を行う。

本件開示請求書には、上記第1のとおり記載されているが、このように実施機関が保有するすべての行政文書に記載された個人情報を請求するような記載では、検索対象となる行政文書の範囲が広範であり、保有する行政文書の量等に照らせば、開示を求める個人情報の具体的な内容とは言い難く、実施機関の職員が開示を受けようとする個人情報を検索し、特定できる程度の記載とは認められない。

次に、本件請求情報について検討すると、本件請求情報は上記2に記載のとおりであり、当審査会が、本件請求情報に係る行政文書について実施機関に確認したところ、本件請求情報に係る複数の特定所属のうち、

課を例に挙げれば、当該所属が保有する行政文書の量は、少なくとも8cmのファイル約1,800冊分に相当するが、本件請求情報に係る他の所属も含めると、対象となる行政文書の量は、さらに多くなり、検索は、より困難になるということであった。

また、文書管理システム等により、審査請求人の氏名を検索することが可能かどうかということについて、実施機関に確認したところ、当該システムに登録された行政文書ファイル及び行政文書の名称等に個人の氏名は登録されておらず、検索することはできないということであった。

これらのことから、本件請求情報については、所属及び期間等を限定しても、なお、検索対象となる行政文書の範囲が広範であり、保有する行政文書の量等に照らせば、開示を求める個人情報の具体的な内容とは言い難く、実施機関の職員が開示を受けようとする個人情報を検索し、特定できる程度の記載とは認められない。

なお、当審査会としては、本件答弁書及び審査請求書等の記載内容から、本件請求情報に係る行政文書として、犯罪捜査規範第182条の2第1項及び第2項の規定により作成が義務付けられた「取調べ状況報告書」及び「余罪関係報告書」が該当すると考えたことから、実施機関に対し、当該

行政文書の保有状況を確認したところ、当該行政文書については、既に検察官に送致されており、実施機関では保有していないということであった。

したがって、実施機関が保有する行政文書に係る本件請求情報について、条例第15条第1項第2号に規定する「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」の記載が十分ではなく、形式上の不備に当たるとした実施機関の判断は、妥当であると認められる。

#### (4) 補正手続の適正性について

次に、実施機関が行った条例第15条第3項の規定に基づく補正手続の適正性について検討を行う。

まず、「相当の期間」を定めて補正を求めているかということについては、実施機関の主張によれば、審査請求人が、書類の受け渡しに制約がある状況であること、書類の作成手段が限られているために補正書の作成に時間を要すると思料されること等を勘案し、補正の期間を20日間と設定したということであり、本件答弁書が補正期限の12日前に実施機関に届いている状況からすれば、相当の期間を定めて補正を求めているものと認められる。

また、「補正の参考となる情報」を提供していたかということについては、実施機関が、本件補正通知書において、本件開示請求に係る対象所属、期間、対象文書等について、課名や行政文書の名称等に係る情報を提供した上で補正を求めている状況からすれば、「補正の参考となる情報」を提供していたものと認められる。

したがって、本件開示請求に係る補正手続については、適正に行われているものと認められる。

## 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 熊本県個人情報保護審査会

会 長	衛藤 二男
会長職務代理者	大日方 信春
委 員	澤田 道夫
委 員	谷口 美樹
委 員	徳村 美佳



## 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年 7月14日	・ 諮問（第20号）
平成26年12月26日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成27年 1月23日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成27年 3月 5日	・ 審議
平成27年 4月16日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成27年 5月14日	・ 審議
平成27年 7月 2日	・ 審議
平成27年 7月30日	・ 審議